

## タイ国における商標について

根拠法：2016年商標法第3版（2016年7月28日施行）

### 登録に適した標章

「商標」とは、ある所有者の商品を他の所有者の商品と識別する為に用いられる、識別性のある標識です。

「商標」とは、写真、絵画、デバイス、ブランド、名称、語句、文字、数字、サイン、音、色の組合せ、物の形状や構成、もしくは立体的標章、それらのうち1つまたは複数の組み合わせを含みます。

現行商標法は、「立体標章」や「色の組合せ」といった非伝統的商標に加え、保護範囲を「音声標章」にまで拡大しています。

しかしながら、香り、匂い、味といったその他の非伝統的商標については、依然として登録できません。

---

タイ国における、登録に適した標章は、以下の4つのカテゴリーに分けられます。

- ・ 「商標」
- ・ 「役務商標」
- ・ 「証明商標」
- ・ 「団体商標」

商標に関する規定は役務商標及び証明商標にも適用されます。「商標」は「役務商標」、「商品」は「役務」を意味するものとされます。さらに、商標に関する規定は、商標ライセンスに関する規定を除き、団体商標に準用されます。

### 商標登録要件

商標の登録要件は以下のとおりです。

- 1) 識別性があること。
- 2) 他人の登録商標と同一もしくは混同するほどに類似していないこと。
- 3) 登録を禁じられている特性を有するか、またはそれらで構成されていないこと。他人の著名商標と混同する程に類似していないこと。例えば、国旗、国章、赤十字の標章、地理的表示ではなく、それが含まれたものでないこと。

### 使用を通じての識別性

本来は識別性を持たない商標であっても、その商標を付した商品が実質的に流通もしくは広く宣伝されている場合には、識別性を持つとみなされる可能性があります。

## マルチクラス出願とシリーズ商標出願

タイ国では現在マルチクラス（一出願多区分）出願を採用しており、1件の商標出願で異なる分類の商品を保護することも可能です。しかしながら、シリーズ（連続）商標出願については認められていません。

## 商品及び役務（サービス）の分類

タイ国では、商品及び役務（サービス）の分類に、ニース協定に基づく国際分類を採用しています。しかし、出願では、商品及び役務の指定は各商品ごとに明確に指定しなければなりません。また、指定商品については保護範囲を拡大し、または類見出しをそのまま記述することは認められていません。このことはタイ国商標法にて規定されています。

## 調査

商標の登録可能性を検討するにあたっては、タイ国知的財産局商標室またはオンラインデータベースにて調査が可能です。

## 出願要件

商標登録の出願には、次の書類と情報が必要です。

- 1) 出願人の氏名、住所、国籍
- 2) 指定予定商品の特定リスト
- 3) 商標見本（5×5cm 以内。超える場合には追加料金がかかります。）
- 4) 委任状（代理人による出願の場合）
- 5) 出願人が外国人の場合は、委任状に公証が必要です。領事認証は必要ありません。\*
- 6) 商標に英語以外の言語が含まれている場合には、英語訳と発音の英語表記が求められます。
- 7) 優先権書類（もしあれば）

\*公証では、1)署名が真正のものであること 2)出願人が法人の場合は併せて 2.1)出願人が法人であること 2.2)署名者が出願人の代表として委任状に署名する権限を有していること、の証明が必要です。

委任状は出願書とともに提出します。一つの委任状で、同時にまたは、後から出願する複数の出願分に対応可能です。

## 優先権

国外で商標出願をし、その出願日より 6 ヶ月以内にタイ国内でも商標出願をした場合には、国外での最初の出願日をタイ国内での出願日として、基礎となる出願の優先権を主張することができます。

優先権の主張には、以下の書類が必要となります。

- a) 最初に商標出願をした国外の関係当局によって正規に認証された出願書の写し

- b) 国外での商標出願が拒絶されたりもしくは出願人により取下げられたり、放棄されたりしていないことを当該国で認証した宣誓書

これらの書類がタイ国内での出願時に提出できない場合には、60日間の期限延長を申し出ることができます。

### 使用言語

出願書及び全ての必要書類はタイ語で記入、もしくはタイ語へ翻訳して出願及び提出しなければなりません。英語以外の言語で作成された場合には、英語に翻訳したものをご提供下さい。

### 使用または使用の意思について

タイ国では、出願において標章の使用は事前の必要事項ではなく、また出願以前より使用されているか否かについても特に述べる必要はありません。登録を持続するため、または取消しを受けないために、使用または不使用の証拠を提出する制度はありません。

### 存続期間と更新

商標の存続期間は登録日より10年間です。出願日が登録日とみなされます。

満了日前の3ヶ月間内もしくは満了日より6ヶ月間の猶予期間内に更新の届出をすることにより、10年間ごとの更新が可能です。

### 誠実な同時使用に基づく商標登録（併存）

理論的には、商標登録官の判断により、特別な事情の下で複数の誠実な同時使用者がいる場合に、登録官は、一人以上の所有者に対し、登録商標と同一または類似した商標の登録を認めることができます。この場合、登録商標と指定商品が同じ区分であっても異なる区分であっても、登録官によって同一の特徴を有すると判断された場合には登録を認めることができます。ただし、一定の使用の態様、場所についての条件と制限の下で、または登録官が適切と考える条件と制限を付した上で、となります。

誠実な同時使用に基づく商標登録の可能性は、その標章がタイ国内において誠実かつ同時に使用されていることを十分に証明できるかにかかっています。その標章が既にタイで使用されている場合には有益ですが、登録を成功させることは非常に困難です。

### 登録手順と所要期間

#### I) 登録までの流れ（補正命令等や公開中の異議申し立てがなかった場合）

出願後、商標審査まで6ヶ月から8ヶ月ほどを要します。商標登録官による方式審査の後、登録を受けるに足る識別性を備えているか否か、登録商標と類似しているか否か、登録要件に反していないかどうか審査されます。

審査の結果、商標登録官からの補正命令等がない場合、出願は商標公報に公開され、60日間の異議申立て期間が設けられます。（補正命令等または拒絶査定を受けた場合の対応はIIを参照）

公開期間中に異議申立てがない場合、登録が可能となり、2週間以内に出願人に登録手数料支払い命令が通知され、60日以内に（手数料の）支払をしなければなりません。その後、出願人に対して商標登録証が発行されます。（異議申立てを受けた場合の対応はⅢを参照）

スムーズなケースでは、通常、出願から登録証の受領まで約1年程がかかります。

## II) 商標登録官からの命令または拒絶査定を受けた場合

商標登録官から□指定商品の記述に関する補正命令、□識別性に欠ける部分の独占的使用権の放棄命令等を受けた場合、出願人は命令通知書の受領日から60日以内に、指示に従った答弁書を提出するか、あるいは登録官の命令に不服の場合は商標委員会に不服の審判請求を起すか、どちらかの対応を取らねばなりません。この期間内に、いずれの対応もなされなかった場合、出願は放棄されたと見なされます。

商標登録官から、類似性、識別性、使用が禁止されたものであるといった理由で拒絶査定を受けた場合、出願人は査定の通知受領日から60日以内に、商標委員会に不服の審判請求を起す権利があります。この期間内に不服の審判請求が起こされなかった場合、査定が確定します。

商標委員会の審決が出されるまで、1年半から2年程かかります。

商標登録官から追加の命令がないまたは出願人が命令に従った場合、あるいは商標委員会が拒絶査定を取り消した場合、出願は商標公報に公開され、60日間の異議申立て期間が設けられます。

## III) 公開期間中に異議申立てを受けた場合

公開期間中に異議申立てを受けた場合、出願人は異議申立ての通知の受領日から60日以内に、商標登録官に対し、答弁書を提出することができます。期間内に答弁書の提出がない場合、出願は放棄されたと見なされます。

出願人が答弁書を提出後、商標登録官の決定が出されるまで8ヶ月から12ヶ月ほどかかります。この決定に不服がある場合、誰でも商標登録官からの決定通知の受領日から60日以内に商標委員会に審判請求を起すことができます。商標委員会の審決が出されるまで、1年半から2年ほどかかります。この審決に不服がある者は、誰でも、決定の通知の受領日から90日以内に、裁判所に提訴することができます。公開期間中に異議申立てがなかった場合または商標登録官、商標委員会、裁判所が登録を命じ、出願が最終的に認められた場合、出願は登録されます。この場合、2週間以内に、出願人に対し、60日以内に登録手数料の支払を命ずる通知が送付されます。登録手数料の支払い後、出願人に対し登録証が発行されます。

### 商標委員会への審判請求

出願人が、登録官からの命令または拒絶査定に不服がある場合、当該通知の受領日より60日以内に商標委員会への審判請求を起すことができます。商標委員会の審決が出されるまで、1年半から2年ほどかかります。そして、商標委員会の審決が、行政機関における最終決定となります。出願人がこの審決に不服な場合、中央知的財産・国際取引裁判所に対して訴訟を提起することが可能です。

裁判所は商標の登録を認めることについてより進歩的な判断を示します。当事務所の経験によれば、裁判所は登録を拒絶するよりは認める傾向があります。裁判の判決が出るまでには 12 ヶ月ほどかかります。裁判所に提訴するための期限はありませんが、遅滞なく提訴すべきではあります。

### 異議申立

商標登録の出願が審査され登録が認められると、出願は、60 日間、商標公報に公開されます。この公開期間中に、利害関係者は誰でも、次のような根拠に基づいて、登録官に対して異議申立てをすることができます。

- 1) 異議申立人が、商標に対し出願者よりふさわしい権利を有する。
- 2) タイ国商標法第 6 条により登録されるべき商標ではない。
  - 識別性を備えていない。
  - 登録商標と同一もしくは混同させるほどに類似している。
  - 登録を禁じられている商標（例えば、著名商標と同一もしくは混同させるほどに類似している）である。
- 3) 商標が登録要件に反している。

### 商標出願／登録の譲渡

登録商標及び出願中の商標は譲渡することができ、譲渡はタイ国知的財産局商標室で登記可能です。

登録商標の商標権の譲渡または相続による承継は、登録官に対し登録されなければなりません。出願中の商標の譲渡であれば、商標が登録される前に、譲渡人または譲受人によって登録官に届け出なければなりません。

現行商標法では、商標の一部譲渡が可能です。商標の全てを譲渡する必要は無く、登録された商品の全てもしくは一部に対し行うことができます。

### 商標ライセンス

商標権者は、登録された商品の全てもしくは一部に対し、他人に登録商標を使用する権利を与えることができます。商標のライセンス契約は書面にて、登録官に対して登録されなければなりません。

登録官への商標ライセンス契約登録の申請は省令に定められた規則及び手順に則り行われなければならない、少なくとも下記項目が示されなければなりません。

- 1) 商標権者がライセンシーとして申請する者の商品の品質を効果的に管理することができるような、商標権者とライセンシーとの間の条件または制限
- 2) 商標の使用を許諾する商品

登録されたライセンシーによる商標の使用は、商標権者による商標使用とみなされます。

### 証明商標の登録

証明商標の登録には、通常の商標登録における必要書類の他に、下記が必要となります。

- 1) 証明商標の使用についての規則を出願書と共に提出のこと。この規則では以下の事項を示していること。
  - 1.1) 証明の対象となる商品または役務（サービス）の原産地、成分、製造方法、品質もしくはその他の特徴及び
  - 1.2) その証明商標の使用許可のための規則、手順及び条件
- 2) 出願人は、規則内で提示された商品または役務（サービス）の特徴を保証できる能力、もしくは利点を保証する十分な資格があることを示さなければならない。

### **登録商標の取消及び無効**

商標が登録された後でも、登録の取消や無効を請求することができます。登録された商標の取消または無効は、下記のような根拠に基づいて請求することができます。

#### **a) 商標委員会による取消及び無効**

##### 登録要件を満たしていない

以下の理由により、その商標が登録時点において登録要件を満たしていないことが判明した場合、関係者及び商標登録官は商標委員会に対して登録の取消を請求することができます。

- a) 識別性を備えていない。
- b) 他者の登録商標と同一である。
- c) 他者の登録商標と混同もしくは誤認するほどに類似している。
- d) 著名な商標と同一もしくは混同するほどに類似しているなど、登録が禁じられている特徴を含むあるいは構成されている。

また、公序良俗や国策に反する商標である場合には、誰でも商標委員会に対して登録の取消を請求することができます。

##### 不使用による取消

利害関係人または商標登録官は、取消請求をする前の3年間に、その商標が登録された商品に対し真実の使用がなかったことを証明できれば、商標委員会に対して、不使用を根拠に登録の取消を請求することができます。ただ、商標権者が営業上の特別な事情による不使用であったことを証明できる場合を除きます。

取消請求がされた後も、商標権者には商標の使用や使用を妨げた特別な事情を証明する権利があります。登録の維持もしくは取消回避の為に、当該商標の使用又は不使用の証拠を提出するというシステムは特にありません。

これまでの経験上、商標委員会は商標の不使用を理由として登録を安易には取消しません。上記のように、商標権者には商標委員会に対し特別な事情を説明する権利が与えられており、言い換えれば、商標の不使用は営業上やむを得ないものだったのだと証明することが可能です。この証明の仕方について、特に基準はありません。

商標委員会による審決の前例によると、（不使用を理由とした）商標の取消がなされるケースは非常に稀です。

どちらかという、不使用で、かつ商標権者に使用の意図が無いことが商標委員会に明らかな場合にのみ、登録の取消をしているようです。

## b) 裁判所による取消及び無効(中央知的財産・国際取引裁判所)

### 商標の一般的使用に伴う取消

利害関係者もしくは商標登録官は、商業上もしくは公衆の目から見て、その商標が特定の商品種別あるいは商品区分において商標としての意味を失うほどに一般的に使用されていることを提訴時に示すことにより、その商標の取消請求をすることができます。

### よりふさわしい権利者

登録商標を無効にする方法として、裁判所に対し、自身が商標権者よりもふさわしい権利者であるとして請求を起すことも可能です。

商標登録官の登録命令の日（出願日や、登録日ではない）より5年以内に、利害関係者は、自身がより商標権者にふさわしいことを示すことで裁判所に対し商標取消請求をすることができます。

## **商標権者に認められる権利**

商標権者は、登録商品に対し登録商標を使用する排他的権利を有し、登録商標に対する侵害を防止するあるいは損害賠償を請求する為の法的措置を行う権利を有します。

## **処罰対象**

現行のタイ国商標法では、タイ国の登録商標に対する権利侵害者を罰する規定を設けていません。処罰対象及び罰則は以下のとおりです。

-タイ国で登録されている他人の商標を偽造、偽造商標を付した商品を販売または販売目的での所持、タイ国内に輸入した者は4年以下の懲役または40万バーツ以下の罰金、あるいはこれを併科する。

-タイ国で登録されている他人の商標を、その他人の商標と誤認させるために模倣し、模倣商標を付した商品を販売または販売目的での所持、タイ国内に輸入した者は2年以下の懲役または20万バーツ以下の罰金、あるいはこれを併科する。

-タイ国で登録されている他人の商標を付した純正のパッケージや容器に、商標権者の商品であると公衆に誤認させるため、使用許諾なしに自らの商品と詰め替えた者は4年以下の懲役または40万バーツ以下の罰金、あるいはこの併科に処される。

## **マドリッド協定議定書 (マドリッドプロトコル)**

2017年8月7日、タイ国政府はマドリッド協定議定書の加盟書を寄託しており、2017年11月7日からタイ国で発効いたします。

